

第 26 期日本学術会議会員候補者の選考方針(原案(案))検討資料

第 26 期日本学術会議会員候補者の選考方針（原案（案）） <u>※は、会員・連携会員、学協会、経済関係団体等から意見を聴取する際に原案の本文とあわせて提示することを想定(4月に総会に提示する案からは削除)</u>	検討・確認すべき論点、修正の趣旨等	現行規定等
○ 日本学術会議は、日本学術会議法（昭和 23 年法律第 121 号。以下「法」という。）第 17 条に基づき「優れた研究又は業績がある科学者」のうちから会員の候補者を選考するため、「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（令和 3 年 4 月 22 日日本学術会議）を踏まえ、第 26 期日本学術会議会員候補者（以下「<u>会員候補者</u>」という。）の選考に<u>当たっての基本的な考え方等</u>を以下のとおり定める。 ○ <u>会員候補者の選考は、コ・オペレーション（現在の会員が次期において会員となるべき者を選考する方式）による。会員は、コ・オペレーションにおいては「優れた研究又は業績」（法第 15 条第 2 項）についてもっばら会員各自の見識を基に判断することとなることを深く自覚した上で、わが国の科学者を内外に代表する機関である日本学術会議の構成員としてふさわしい会員の候補者を推薦し及び選考するものとする。</u> 【構成】 <u>1. 選考の日程</u> <u>2. 会員の候補者に求める資質等</u> 3. 会員候補者の選考 （1）<u>専門分野の構成</u> （2）<u>選考に当たって考慮すべき観点</u> ① <u>ジェンダーバランス</u> ② <u>地域分布</u> ③ <u>主たる活動領域</u> ④ <u>年齢構成</u> （3）選考の手続 （4）情報提供の求め 4. 選考過程に係るの情報の公表発信 5. 連携会員の候補者の選考の考え方 6. その他	＊ 「コ・オペレーション」が会員各自の見識に支えられる制度である旨を前書き ＊ 選考方針としてカバーすべき要素を網羅しているか。 ＊ 各項目の並べ方、包含関係は適当か。 ＊ 各項目の内容は、 ー 会員・連携会員、学協会、外部の第三者から有益なフィードバックを求められる程度に具体的になっているか ー 今後の検討や選考プロセスにおける自由度を過度に制約するものとなっていないか。	○日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百一十一号） 第十七条 日本学術会議は、規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するものとする。 【総会資料 7 関係部分】 ○選考方針は、以下の内容等とする。 1. 求められる会員像の明確化（略） 2. 第 26 期に重点的に取り組む事項、分野横断的・中長期的に取り組む課題等の明示（略） 3. 選考要領（後述）において明示すべき事項と各事項の考え方 ○選考要領は、以下の内容等とする。 ・地域やジェンダー、年齢、所属等の観点からの多様性を重視（それぞれの目標数等の設定） ・学術の動向を的確に把握した学際的分野からの選考を重視（従来から実施していた「選考委員会枠」の拡大） ・各分野別の選考は、分野の異なる委員も参画してより多面的な視点から優れた研究又は業績を評価 ・第 26 期に引き継ぐ重点事項等を踏まえ、それにふさわしい人材から選考 ・中長期的課題に対応し、前期から継続的に検討することに留意して選考 ・選考の手順、対応スケジュール

1. 選考の日程 ○ 候補者の選考は、以下の日程を <u>目途として念頭に</u>、一 所要の 手続を進める。 ・選考方針の決定（総会）：令和 4 年 4 月 ・選考要領の決定（選考委員会）：同 9 月 <u>頃</u> ・会員・連携会員による推薦：同 11 月～令和 5 年 1 月末 <u>頃</u> ・選考委員会における選考：令和 5 年 2～6 月 <u>頃</u> ・候補者名簿の承認（幹事会）：同 6 月 <u>頃</u> ・候補者名簿の承認（総会（臨時））：同 7 月 <u>頃</u>	＊ 選考の主要な段取りとスケジュールを冒頭に提示 ＊ 柱書（「目途として」）と個別の段取り（「頃」）の双方で時期に幅を持たせる表現に修正	
2. 会員の候補者に求める資質等 ○ 会員候補者は、それぞれの研究分野における主要な論文・<u>著書・特許等</u>、受賞の実績、国際的な学術活動における功績、<u>社会への貢献において学術的に特筆される活動等</u>に照らして優れた研究又は業績がある科学者と認められる者とする。 ○ <u>会員候補者の選考に当たっては</u>、優れた研究又は業績がある <u>科学者であることに加えことを前提に</u>、<u>活動の実績等に照らして</u> 以下のいずれかの要件を備えていると認められる者であることを考慮 <u>ことを加味することとする</u>。 - 学術の動向及び社会の動向を的確に把握し、異なる専門分野間をつなぐことができること - 社会と対話する能力を有すること	<i>（参考）第 25 期会員候補者の推薦書においては、「学術論文」「著書」と並ぶ形で「産業財産権」（特許等）の業績について記入を求めている。</i> ＊ 定量指標については、異なる分野間での比較には適しないものの、一定の限られた範囲では活用の余地があることに留意し、推薦者又は本人が当該指標を申告できるように推薦に係る様式を改めることも考えられるか。 ＊ 選考要領（又は推薦に係る様式）において、国内外の大規模又は重要なシンポジウム等でその企画やファシリテーターを務めた実績、分野を得た共同研究を主導したり、新分野の創出に貢献した実績等に関する情報を求めることが考えられるか。	【総会資料 7 関係部分】 ○選考方針は、以下の内容等とする。 1. 求められる会員像の明確化 ・日本学術会議法に定める「優れた研究又は業績がある科学者」であることに加え、以下のいずれかの要件を備えていることを考慮 ・学術の動向並びに社会の動向を的確に把握し、異なる専門分野間をつなぐことができる人材 ・社会と対話する能力を有する人材
3. <u>会員候補者の選考</u> <u>（1）専門分野の構成</u> ○ 学術の動向を的確に把握し、学際的分野や新たな学術分野などからの <u>会員候補者の選考を強化しつつ、日本学術会議がその役割を十全に発揮できるよう多様な学術分野がバランスよく網羅されることを目指す。</u> <u>あわせて、次期における重点事項、中長期的・分野横断的課題等を現時点で以下のとおり想定し、日本本学術会議としてこれらに適切に取り組むことができるよう会員候補者を選考する。</u> ① カーボンニュートラル（ネットゼロ） <u>2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた諸課題について、学術の観点から審議し、提案、成果の発信等を行うこと。</u> ② パンデミックと社会	＊ 会員の構成を考える際に最も基本的かつ重視すべき要素として、専門分野の構成についての考え方をジェンダー等他の考慮すべき観点とは切り離して項目建て。 ＊ 多様な学術分野からバランスよく会員を確保することが基本である旨を明らかにした上で、次期の重点事項等も選考に当たって念頭に置くことに修正。 ＊ 総会資料の記述に忠実に従おうとすると、選考方針の原案を示す前に幹事会でこれらの重要事項等を決定する必要（部会や分野別委員会における相応の対応も必要）。 ＊ 幹事会レベルであれ分野別委員会であれ、次期の重要事項等を 1 年半以上前に確定させることは困難である（現実的でない）ため、選考方針においては、現時点（選考方針決定時）で選考の際に考慮する課題等として想定しているも	○ 第 25 期改選の基本方針（会員・連携会員の選考方法）（令和元年 7 月 25 日日本学術会議選考委員会決定） 1 考慮すべき点 （2）専門分野のバランス できるだけ学問の境界領域、新しい領域に配慮する。 【総会資料 7 関係部分】 ○選考方針は、以下の内容等とする。 2. 第 26 期に重点的に取り組む事項、分野横断的・中長期的に取り組む課題等の明示 ・第 26 期に引き継ぐ重点課題や分野横断的・中長期的な検討課題は、総会での議論や会員等の意見、分科会等での議論を踏まえて、幹事会において決定 ・部会や分野別委員会においても、各部会等での重点課題や分野連携的に取り組むべき重要課題等を決定（分科会の在り

COVID-19への対応を検討するとともに、パンデミックに耐えられるレジリエントな社会制度の構築に向けた審議を行い、提案、成果の発信等を行うこと。 ③ 研究力強化 国際社会における相対的な地位の低下が懸念される我が国の研究力の現状とその背景を分析するとともに、研究力向上に向けた効果的な政策について検討を行い、その成果を今後の科学技術政策に反映させるための提案等を行うこと。 ④ 国際的な取組 日本学術会議の国際戦略（仮称）に基づき、国際的なネットワーク機能の強化、日本のナショナルアカデミーとしての世界に向けた発信と貢献、国際活動の成果を広く社会に向けて発信するという重点目標を中心に、具体的な取組を行うこと。 ※ <u>次期に引き継ぐべき重点事項や中長期的・分野横断的に取り組むべき課題等については、幹事会、部会、分野別委員会等で引き続き議論を重ね、最終的に第25期の期末までに幹事会等において当該課題等をそれぞれ決定することとし、その過程において上記①～④が変更され、又は他の課題等が加わることを妨げるものではない。</u> ○ <u>選考に当たっては、会員は満70歳に達した時に退職する（法第7条第6項）こととされていることを念頭に、2. に掲げる会員候補者に求める資質等を有し、原則として第26期を通じて会員として日本学術会議の活動に貢献しうる者を会員候補者とする。</u> <u>（2）選考に当たって考慮すべき観点</u> ○ <u>次期の会員の多様性が確保されるよう、以下の観点を考慮して会員候補者を選考する。</u>	のと整理してはどうか。 ＊ 選考に際して考慮する次期の重点事項、中長期的・分野横断的課題等は①～④でよいか。他の課題等で追加すべきものがあるか。 ＊ 各課題等について、テーマを掲げるだけでよいか（各テーマに関する問題認識や取り組むべき課題についての説明を付すか）。 ＊ 任命時に67歳以上の者（第26期中に定年を迎える者）であっても、特段の理由がある場合には会員候補者となることを許容する趣旨。 ＊ 会員の多様性確保に関し、ジェンダー以外の属性（左欄②～④）に係る目標値・目標範囲を（選考方針又は選考要領で）設定することについてどう考えるか。 ＊ （選考方針又は選考要領で）所属機関の性格（国公私立）や出身大学等のバランスにも留意する等の記述は必要ないか。 ＊ 学術会議として目指すべき男女の比率をどのように打ち出す（出さない）こととするか。下記の提言との関係をどう考えるか。 （参考）提言「社会学術における男女共同参画の実現を目指して－2030年に向けた課題－」（2020年9月29日・日本学術会議第一部総合ジェンダー分科会・第二部生命科学ジェンダー・ダイバーシティ分科会・第三部理工学ジェンダー・ダイバーシティ分科会	方、提言の在り方と連動） ○ 日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百一十一号） 第七条 6 会員は、年齢七十年に達した時に退職する。 ○ 日本学術会議会員候補者及び連携会員候補者の推薦依頼書（令和元年11月日本学術会議選考委員会） 1 推薦の対象 ① 会員候補者は、6年の任期を務められる者（発令時に64歳未満（昭和31年10月2日生まれ以降）の者）が望ましいが、原則として、少なくとも1期（3年）以上在任できる者（発令時に67歳未満（昭和28年10月2日生まれ以降）の者）を対象とすること。 【総会資料7関係部分】 ○選考要領は、以下の内容等とする。 ・地域やジェンダー、年齢、所属等の観点からの多様性を重視（それぞれの目標数等の設定） ○ 第25期改選の基本方針（会員・連携会員の選考方法）（令和元年7月25日日本学術会議選考委員会決定） 1 考慮すべき点 （3）女性会員の維持、増加 第4次男女共同参画基本計画における成果目標として、「2020年（平成32年）に日本学術会議の会員に女性が占める割合を30%」とする目標が立てられている。会員定数210名の30%は、63名。令和元年11月現在の女性会員は68名（32.3%）（平成29年10月（24期発足時）：69名（32.9%）） 令和2年9月末に改選となる女性会員34名→選考目標40名
--	---	---

① <u>ジェンダーバランス</u> 将来的には【<u>会員における男女の比率をいずれも●% (or 占める男女のいずれか一方の割合が40%) 以上にすることを下回らないこと</u>】(別案【<u>性別に偏りがない会員構成</u>】)を目指すこととしつつ、<u>現状においては女性の割合が少ない学術分野で特定の女性に役割や業務が集中する傾向が見られることにも留意し、第26期当初においては第25期当初の女性会員の割合(37.7%)【と同程度の】(別案【を下回らない】)女性会員の割合とすることを旨とする。</u> ② <u>地域分布</u> <u>近年のオンライン会議の飛躍的な普及も念頭に、地方に活動の拠点を置く会員候補者の積極的な選考に努める。その際、地区会議や地方学術会議の活動に対応できるよう、各地区にバランスよく<u>会員が確保されるとともに、各地区内での会員の地理的分布においても過度の偏在が生じないよう留意する。</u></u> ③ <u>主たる活動領域</u> <u>法曹界、医療分野、産業界等といった大学や研究機関以外の実務の現場を主たる活動領域として優れた研究又は業績を有する会員候補者の積極的な選考に努める。</u> ④ <u>年齢構成</u>	「…世界には、国会議員や上場企業取締役の女性比率 40%以上を達成している国、あるいは、それを目標に掲げている国も少なくない。その中で、日本だけ女性比率 30%目標にとどまっていたのでは国際社会における信頼を勝ち得ることにはつながらない。したがって、<u>新たなステージとしてあえて「2030年までに男女の比率をいずれも 40%以上にする」という目標(「203040」ジェンダー平等目標)を掲げ、社会的コンセンサスの形成をはかるべきであろう。」</u> (参考) 産業界出身の会員は第25期当初において 3.4% (会員任命時の役職が企業関係の者の割合。第20期以降で最高)。 ＊ 「産業界出身」等を任命時の役職で判断するのではなく、当該本人が主要な経歴を重ねたフィールドで判断することとも考えられるか(推薦書の本人記入欄で自己申告するなど) (参考) 第25期当初において平均年齢 60.1 歳。54 歳以下の会員の構成比は 11.3% (55-59 歳:28.4%、60-64 歳:41.7%、65 歳以上:18.6%) ＊ 現状の年齢構成をどう評価するか(多様性が確保された状態とみるか、50 代までの会員割合を高めることを目指すか)。	以上とする。 (「非改選 34 名」+「選考目標 40 名」で総数 74 名(35.2%)となり、35%の目標を達成。) (4) <u>地域バランスの確保</u> 地区会議や地方学術会議の活動に対応できるよう、バランスよく地方の会員を増やすよう配慮する。 (5) <u>産業界・実務家からの選出</u> 法曹界、医療分野、産業界等からの人材(現在大学等に所属していても主経歴を見て判断)にも配慮する。 参考(総務省の科学技術研究調査(平成 30 年 12 月)より) <table><tr><td>研究者数</td><td>86 万 7000 人</td></tr><tr><td>うち企業</td><td>49 万 8700 人 (57.5%)</td></tr><tr><td>非営利団体・公的機関</td><td>3 万 8900 人 (4.5%)</td></tr><tr><td>大学等</td><td>32 万 9400 人 (38.8%)</td></tr></table>	研究者数	86 万 7000 人	うち企業	49 万 8700 人 (57.5%)	非営利団体・公的機関	3 万 8900 人 (4.5%)	大学等	32 万 9400 人 (38.8%)
研究者数	86 万 7000 人									
うち企業	49 万 8700 人 (57.5%)									
非営利団体・公的機関	3 万 8900 人 (4.5%)									
大学等	32 万 9400 人 (38.8%)									

<u>次世代を担う若手科学者を積極的に選出するなどにより、会員の年齢構成において多様性を確保するとともに、次世代を担う若手科学者を選出して活躍の場を与えることにも留意する。</u>		
(3) 選考の手続 ○ 会員の選考の手続は、日本学術会議会則(平成 17 年日本学術会議規則第 3 号。以下「会則」という。)第 8 条<u>及び日本学術会議の運営に関する内規(平成 17 年 10 月 4 日・日本学術会議第 1 回幹事会決定)第 6 条</u>によるほか、以下のとおり行う。 → 会員及び連携会員による候補者の推薦は、他の会員又は連携会員の 1 人以上の指示を得た上で行うものとする。 ○ 選考委員会における<u>会員</u>候補者の選考は、選考委員会が自ら行う選考と選考委員会の下に設ける部別の選考分科会<u>(以下「選考分科会」という。)</u>を通じて行う選考とを組み合わせで行う。この過程において、選考要領の定めるところにより、投票委より候補者を選考することができるものとする。 <u>※ コ・オブテーションによる選考の過程に投票の仕組みを取り入れることの要否については、会員構成の多様化への要請との調和、投票の位置づけ(選考委員会等における必要な手続／選考委員会等の判断で選択し得る手段)、投票を行う段階、投票の方式(順位付け投票／候補者各人又は候補者名簿に対する信認投票等)、投票に代わる手段による説明責任確保の可能性等の観点から引き続き検討する。</u> ○ <u>選考委員会が自ら行う選考に係る会員候補者の数及び選考分科会を通じて行う選考に係る会員候補者の数については、前期に比して前者を拡大した上で選考要領においてそれぞれ具体的に定める。</u>	* 英・独のナショナルアカデミーで見られるような複数人による推薦(支持)については、多様な学術分野から候補者を確保する観点から取り入れない(英・独ではそのような仕組みとしながら多様な学術分野から会員を確保しているとすれば、なぜ学術会議では難しいのか整理しておく必要)。 * 意味のある投票が成立するための条件は何か。当該条件が整う場合があるとすればどのような過程か。 * 選考委員会枠の会員候補者の選考や、各分野別委員会における候補者の絞り込みの際に選考委員会又は各分野別委員会の判断で投票によることもできることとすることについてどう考えるか。 * 投票を取り入れている諸外国のアカデミーと比べて学術会議に特有の制約要件は何か。 * 各分野別委員会の審議が適切に行われていることを確認するため、各分野別委員会から各部の選考分科会に審議結果等を報告することとする、又は、選考分科会の委員が各分野別委員会の審議に立ち会うこととすることについてどう考えるか。 * 選考委員会枠を拡大する方針を明確化。選考委員会枠や選考分科会枠の具体的な数の割り振りは(選考方針ではなく)選考要領で定めることを想定。	○日本学術会議会則 (会員及び連携会員の選考の手続) 第八条 会員及び連携会員(前条第一項に基づき任命された連携会員を除く。以下この項、次項及び第四項において同じ。)は、幹事会が定めるところにより、会員及び連携会員の候補者を、別に総会が定める委員会に推薦することができる。 2 前項の委員会は、前項の推薦その他の情報に基づき、会員及び連携会員の候補者の名簿を作成し、幹事会に提出する。 3 幹事会は、前項の会員の候補者の名簿に基づき、総会の承認を得て、会員の候補者を内閣総理大臣に推薦することを会長に求めるものとする。 4 幹事会は、第二項の連携会員の候補者の名簿に基づき、連携会員の候補者を決定し、その任命を会長に求めるものとする。 5 幹事会は、前条第一項に基づき任命される連携会員の候補者を決定し、その任命を会長に求めるものとする。 6 その他選考の手続に関し必要な事項は、幹事会が定める ○日本学術会議の運営に関する内規 (会員候補者及び連携会員の候補者の推薦等) 第 6 条 会員又は連携会員(会則第 7 条第 1 項に基づき任命された連携会員を除く。以下この条において同じ。)による会員候補者及び連携会員候補者の推薦は、別に幹事会が定める様式により、行うこととする。 2 前項の推薦の期間は、推薦を受け付ける期間として選考委員会が公表する期間とする。 3 第 1 項の推薦の効力は、前項の推薦を受け付ける期間の終了日の翌日から 3 年間とする。 4 1 人の会員又は連携会員が推薦できる人数は、第 2 項の推薦を受け付ける期間中、会員候補者及び連携会員候補者について、合わせて 5 人を限度とし、このうち会員候補者は 2 人を限

○ <u>各選考分科会における分野別の会員候補者の選考に際しては、分野の異なる委員の参画を得てより多面的な視点から審議を行う。</u>		度とする。 5 選考委員会は、会則第 8 条第 2 項の連携会員の候補者の名簿を作成するに当たり、会員経験者に関する情報をも収集するよう努めるものとする。 【総会資料 7 関連部分】 ○選考要領は、以下の内容等とする。 ・各分野別の選考は、分野の異なる委員も参画してより多面的な視点から優れた研究又は業績を評価								
（４）情報提供の求め ○ 日本学術会議は、会則第 36 条第 4 項に基づき日本学術会議協力学術研究団体に会員の候補者に関する情報提供を求めるほか、大学関係組織、経済団体、政策関係機関（府省庁を除く。）その他の選考要領で定める機関又は団体に情報提供を求める。 ※ <u>各機関又は団体に情報提供を求める候補者の人数の上限、提供を求める情報の範囲等については、寄せられた意見を踏まえて引き続き検討する。</u>	* 情報提供を求める機関又は団体を具体的に想定しつつ、情報提供を受ける人数、提供を求める情報（大学関係組織にあっては取りまとめの要否）等について整理する必要。	○日本学術会議会則 （日本学術会議協力学術研究団体） 第三十六条 4 協力学術研究団体は、学術会議の求めに応じ、会員又は連携会員の候補者に関する情報等を提供することができる。 ○ 第 25 期改選の基本方針（会員・連携会員の選考方法）（令和元年 7 月 25 日日本学術会議選考委員会決定） 1 考慮すべき点 （８）協力学術研究団体の情報提供の活用 日本学術会議会則第 36 条第 4 項の規定を活用し、協力学術研究団体に対し、会員の候補者に関する情報提供を求める。 ○ 日本学術会議会員候補者及び連携会員候補者の推薦依頼書（令和元年 1 1 月日本学術会議選考委員会） 別紙 8 協力学術団体からの候補者情報の提供について 3 情報提供可能人数 1 協力学術研究団体につき 6 名以内とする。なお、女性の人数については、次のとおりとする。 <table><tr><td>提供数</td><td>うち女性の数</td></tr><tr><td>1, 2 名</td><td>0 名以上</td></tr><tr><td>3 名</td><td>1 名以上</td></tr><tr><td>4 ～ 6 名</td><td>2 名以上</td></tr></table> 4 協力学術研究団体から求める情報の範囲 ① 氏名（漢字、ふりがな）	提供数	うち女性の数	1, 2 名	0 名以上	3 名	1 名以上	4 ～ 6 名	2 名以上
提供数	うち女性の数									
1, 2 名	0 名以上									
3 名	1 名以上									
4 ～ 6 名	2 名以上									

		② 生年月日（年齢）、性別 ③ 現職名 ④ 都道府県（勤務地） ⑤ 専門分野（科研費の小区分から選択） ※ より詳しい情報が必要な場合は、選考委員会（分科会を含む。）が調査を行うものとする。 5 協力学術研究団体への情報の求め方 ① 会長から、協力学術研究団体の長に依頼する。 ② 依頼に当たっては、あくまで「情報提供」であり、「推薦」でないことを注意喚起する。このため、協力学術研究団体は、情報提供される科学者本人の了解をとらないものとする。 ③ 情報提供の主体は、協力学術研究団体とし、個人からの情報提供は認めない。 ④～⑧ （略）
4. 選考過程に係る情報の公表 ○ 候補者の選考過程について、本選考方針、選考要領等を日本学術会議の HP 等に掲載することとし、掲載する具体的情報は、選考要領において定める。		
5. 連携会員 <u>の</u> 候補者の選考の考え方 ○ 連携会員については、<u>2-1.</u> 及び <u>3-2.</u> を勘案して候補者を選考することを基本とした上で、分科会や小委員会の在り方（小委員会委員の在り方も含む。）、設置数等の見直しと関連して候補者の推薦・選出方法、任命の時期等の検討を行い、選考要領において選考の具体的な手続等を定める。	＊ 連携会員候補者の選考と関連づけて検討されるべき分科会や小委員会の在り方について、どこで、どのようなスケジュールで検討することとするか。 〔＜連携会員候補者の選考＞ ・ 候補者の推薦方法 ・ 選考委員会における選出方法 ・ 選出人数（部別選考分科会枠／選考委員会枠） ・ 女性候補者の人数（部別） ・ 地区別・分野別の選出人数の考え方 ・ 任命の時期 等について定めることが考えられるか。〕	【総会資料 7 関連部分】 ○連携会員の候補者決定、任命時期等については、今後検討する。 ・ 具体的な重点事項等の内容やどのような分科会を設置するか等を踏まえて検討する。 ・ また、分科会や小委員会の在り方（小委員会委員の在り方も含む）、設置数等の見直しと関連して検討する。
6. その他 ○ 選考委員会は、本選考方針に基づき、候補者の選考に係る具体的な基準や選考に当たって考慮すべき事項 <u>の細目</u>、選考委員会における選考の方式等を定めた選考要領を策定し、公表する。		

